

第6章 景観資産の保全と活用の方針

1. 景観資産の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

これまで地域で親しまれてきた歴史的建造物や樹木等の指定制度により、その保存と活用が図られてきた景観資産を、今後もより一層の保全と活用を図るために、景観法に規定される景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度の活用を推進します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

1) 指定の方針

これまでの景観条例に基づく歴史的景観指定建造物の指定制度は、歴史的・文化的に価値が高く、本市のまちなみ景観を形成する上で重要な建築物等を指定し、保存、活用を図るために実施してきました。

また、この制度により歴史的建造物を活かした今後の修景や新たな建築のあり方等、これからのまちなみ、まちづくりの方向を提案、誘導することも目的としています。

歴史的な建造物は、その時代の文化、社会背景等に基づいた創意工夫により形づくられたものであり、本市にはそれぞれの時代の良質な建築物等が現存することから、まちなみを一つの時代に統一するのではなく、各時代の建造物が持つ特徴を重視し、継承しながらまちなみ景観づくりを展開するものです。

2) 選定の基準

(1)年 代

建築後、概ね50年を超えるものとする。ただし、5年ごとに見直すものとする。

(2)形 態

- ①外観が伝統的様式や技法で建てられている建造物で、会津の歴史や生活文化が感じられるもの。
- ②歴史的なまちなみの雰囲気醸し出しているもの。また、修復することにより、保存、活用の可能性の高いもの。
- ③建築された時代の先端であったもの。
- ④完成度の高いもの。
- ⑤一定の様式を代表するもの。

(3)位 置

通りから眺められる範囲にあるもの。または公開性のあるもの。

3) 指定の方法、手順

(1)歴史的景観登録建造物

- ①基準にあてはまる建造物を景観審議会の意見を聴きながら「歴史的景観登録建造物」として登録します。
- ②登録物件は随時変動します。

(2)歴史的景観指定建造物

- ①登録建造物の中から景観審議会の意見を聴いて、特に重要と認めるもの（緊急性のあるもの）を、建造物の所有者及び使用者の同意を得て、「歴史的景観指定建造物」として指定します。
- ②修景や看板の除去等の条件を付けた指定もあり得ます。

(3)景観重要建造物

- ①指定建造物の中から景観審議会の意見を聴いて、会津若松の個性ある景観形成の核として、特に重要と認められるものを建造物の所有者及び使用者の同意を得て、景観法に規定される「景観重要建造物」として指定します。

4) その他

「歴史的景観指定建造物」の取扱いについて

(1) 公共建築物の取扱い

- ・国、県所有の建築物等については、必要に応じて指定するが助成の対象から除外します。
- ・市所有の建築物等は、指定に準じる等の措置を講じます。

(2) 指定文化財等の取扱い

国、県、市の指定文化財は指定の対象から外します。ただし、国登録有形文化財は、指定文化財の趣旨とは異なる事から、指定の対象として取扱います。



滝谷建設工業(株)会津若松店社屋
(旧郡山橋本銀行若松支店)



末廣酒造(株)嘉永蔵



鈴木屋利兵衛



鈴善漆器店

歴史的景観指定建造物 指定物件リスト

番号	指定年度	建造物名称	所在地	備考(建設年代など)
1	平成9年度	福西本店・大町ガス燈	中町4-16	明治末～大正3年築
2	〃	(株)白木屋漆器店	大町一丁目2-10	大正3年築
3	〃	會津壹番館	中町4-18	明治17年築
4	〃	末廣酒造(株)嘉永蔵	日新町12-38	明治25年～大正11年築
5	〃	(株)満田屋	大町一丁目1-25、26	江戸～明治期築
6	平成10年度	会州一蔵	相生町7-17	江戸期築
7	〃	鈴木屋利兵衛	大町一丁目9-3	江戸後期築
8	〃	(有)小野寺漆器店	大町二丁目1-5	明治元年築
9	〃	旧大島蔵	大町二丁目1-3	明治10年代築
10	〃	竹細工 竹藤	中央一丁目2-7	1842年(天保12年)築
11	〃	花と陶器 永山	七日町1-30	大正5年築
12	〃	神禧堂薬館	上町3-24	明治36年築
13	平成11年度	滝谷建設工業(株) 会津若松店社屋	大町一丁目2-8	昭和2年築 (旧郡山橋本銀行若松支店)
14	〃	宮泉銘醸(株)	東栄町8-7	大正期築
15	〃	日本基督教団若松栄町教会	西栄町8-37	明治44年築
16	〃	渋川問屋	七日町3-28	大正期築
17	平成12年度	林家住宅	材木町一丁目9-25	昭和2年築
18	〃	旧会津実業信用組合	中央一丁目4-9	昭和3年築
19	平成13年度	東山温泉 向瀧	東山町大字湯本字川向200	明治～昭和初期築
20	〃	鈴善漆器店	中央一丁目3-28	昭和5年築
21	〃	松本家住宅及び土蔵	上町4-1	明治25年築
22	平成14年度	菊地金粉製作所	大町一丁目3-39	昭和11年築
23	〃	旧郡山商業銀行若松支店	大町一丁目9-8	大正10年築
24	平成15年度	羽金家住宅	大町二丁目7-7	大正8年築
25	〃	旧黒河内胃腸病医院	中町1-20	昭和11年築
26	平成18年度	旧若松庶民金庫	相生町7-2	昭和2年築
27	〃	遠藤米穀店	中町1-24	明治11年築
28	平成19年度	関善吉薬局	川原町2-13	明治45年築
29	〃	高橋庄作酒造店	門田町一ノ堰村東755	明治24年築他
30	〃	小森家の長屋門と土蔵	北会津町中荒井22	江戸末期他
31	平成20年度	板橋家の母屋及び土蔵	河東町郡山字古宮23	明治期他
32	〃	阿弥陀寺の御三階	七日町4-20	明治3年移築
33	平成21年度	会津天寶醸造(株)	大町一丁目1-24	大正10年築
34	平成25年度	田中稲荷神社	大町一丁目1-5	明治32年築

■平成29年1月末現在

- ・歴史的景観指定建造物：34件
- ・歴史的景観登録建造物：100件

3. 景観重要樹木の指定の方針

1) 指定の方針

これまでの景観条例に基づく自然景観指定緑地の指定制度は、自然資源を保全すると共に、本市の景観形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、その保存を図るために実施してきました。

また、この制度は本市の象徴的な樹林、森林、緑地や悠久の時の流れを見つめてきた巨樹、巨木の保全を図ることはもとより、歴史的建造物や歴史を感じる町並み等とも相まって良好な景観を醸し出し、市民や本市を訪れる人々の心に、ゆとりや潤いを与える「緑のある快適空間の創出」をも目的としています。

この自然景観指定緑地は、歴史的建造物の指定制度と共に会津若松らしい個性豊かで魅力あふれるまちづくりの演出を展開するものです。

2) 選定の基準

選定の種別は指定樹木、指定樹林、指定緑地とする。

- ①位 置 ・通りから眺められる範囲にあるもの
- ②形 態 ・良好に維持管理され、健全で樹容が美観上優れているもの
- ③規 模

指定樹木（巨樹、巨木）

- ・樹木の高さが10m以上のもの
- ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの
- ・つる性の樹木で枝葉の面積30㎡以上のもの
- ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの

指定樹林、指定緑地（森、緑地、樹林、並木、生け垣等）

- ・緑地、樹林等の面積が100㎡以上のもの
- ・並木の延長が100m以上のもの
- ・生け垣の延長が30m以上のもの

④その他（次のいずれかに該当するもの）

- ・周辺景観の核となるもの
- ・自然的、歴史的な雰囲気醸し出し、保存の可能性の高いもの
- ・市民に親しまれているもの
- ・由緒、由来のあるもの

3) 指定の方法、手順

(1)自然景観登録緑地

基準にあてはまる緑地等を景観審議会の意見を聴きながら「自然景観登録緑地」として登録します。

(2)自然景観指定緑地

登録物件の中から景観審議会の意見を聴いて、特に重要と認めるもの（緊急性のあるもの）を、緑地等の所有者の同意を得て、「自然景観指定緑地」として指定します。

(条件を付けた指定もあり得ます)

(3)景観重要樹木

①指定緑地の中から景観審議会の意見を聴いて、会津若松の個性ある景観形成の核として、特に重要と認められるものを緑地等の所有者及び使用者の同意を得て、景観法に規定される「景観重要樹木」として指定します。

4) その他

「自然景観指定緑地」の取扱いについて

(1) 公共所有物件の取扱い

- ・市所有の物件については、指定に準じるなどの措置を講じます。
- ・国、県所有の物件については、必要に応じて指定しますが助成の対象から除外します。

(2) 指定文化財の取扱い

- ・文化財保護法、福島県文化財保護条例、会津若松市文化財保護条例に基づき指定された文化財については対象除外とします。
- ・福島県緑の文化財指定物件については、法、条例に基づく制度ではないことから対象とします。ただし、重複する助成については適用いたしません。



諏訪神社の森



八角神社の森



妙法寺のケヤキ

自然景観指定緑地 指定物件リスト

番号	指定年度	建造物名称	所在地	備考(建設年代など)
1	平成11年度	蚕養国神社の森	蚕養町2-1	指定樹林：7,440㎡
2	〃	実成寺の森	大町二丁目6-35	指定樹林：2,510㎡
3	〃	諏訪神社の森	本町10-32	指定樹林：4,950㎡
4	〃	八幡神社の森	一箕町八幡字八幡43	指定樹林：3,810㎡
5	〃	白露庭	追手町6-6	指定緑地：2,420㎡
6	平成12年度	桜ヶ岡出世地蔵尊のケヤキ	東栄町329	指定樹木：ケヤキ1本
7	〃	八角神社の森	宮町4-50	指定樹林：3,030㎡
8	〃	嚴島神社のスギ	一箕町大字八幡字弁天下甲1405	指定樹木：スギ2本
9	〃	妙法寺のケヤキ	馬場本町3-34	指定樹木：ケヤキ1本
10	平成13年度	錦町稲荷神社跡のエノキ	錦町1-2	指定樹木：エノキ1本
11	〃	小谷のイチョウ	大戸町小谷川端54	指定樹木：イチョウ1本
12	〃	小谷・初瀬川家のツバキ	大戸町小谷川端10	指定樹木：ツバキ1本
13	〃	一ノ堰羽黒墓地の種蒔桜	門田町一ノ堰字羽黒西16	指定樹木：トビナギ2本
14	平成14年度	下馬渡・熊野神社の森	湊町共和字熊野森77	指定樹林：3,047㎡
15	〃	西田面・白旗八幡神社の森	湊町共和字西田面587	指定樹林：1,372㎡
16	〃	経沢・守屋神社のスギ	湊町平潟字夏狼ヶ獄乙1477	指定樹木：スギ1本
17	平成15年度	日吉神社の森	門田町飯寺字村西710	指定樹林：1,025㎡
18	平成16年度	神指城跡のサクラ	神指町高瀬字五百地1637他	指定樹林：2,843㎡
19	〃	羽黒山湯上神社大鳥居脇のモミ	東山町湯本字寺屋敷11	指定樹木：モミ2本
20	〃	本覚寺のケヤキ	行仁町12-59	指定樹木：ケヤキ3本
21	〃	滝沢・三浦家の大カヤ	一箕町大字八幡字三島28	指定樹木：カヤ1本
22	平成17年度	東麻生の種蒔桜	北会津町東麻生字姥小作756	指定樹木：トビナギ1本
23	〃	横山家のケヤキ	北会津町東麻生字七ツサ718	指定樹木：ケヤキ1本
24	平成18年度	田村山・住吉神社の森	北会津町田村山字堂ノ下148外	指定樹林：2,307㎡
25	〃	東泉寺のイチョウ	北会津町安良田字村中439	指定樹木：イチョウ1本
26	〃	下荒井・熊野神社の森	北会津町下荒井字宮ノ西611外	指定樹林：4,283㎡
27	平成19年度	東山温泉街のケヤキ	東山町湯本字川向209-4地先	指定樹木：ケヤキ1本
28	〃	遠藤家のケヤキ	河東町郡山字北郡22-1	指定樹木：ケヤキ1本
29	〃	大和田・八幡神社の森	河東町大田原字宮腰15-3外	指定樹林：2,598㎡
30	平成20年度	八葉寺の森	河東町広田字権現塚2外	指定樹林：3,200㎡
31	平成21年度	菅原神社のケヤキ	天神町592	指定樹木：ケヤキ1本
32	平成25年度	如来堂のイチョウ	神指町如来堂26	指定樹木：イチョウ1本
33	〃	東城戸・神明神社の樹林	神指町東城戸404	指定樹林：3,551㎡

■平成29年1月末現在

- ・自然景観指定緑地：33件
- ・自然景観登録緑地：60件